

登録票  
(令和3年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏1	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	帯広少年院	帯広少年院 北海道帯広市緑ヶ丘3の2 (Jr帯広駅南口からタクシーで約10分)	2人程度	8月2日(月) ～8月4日(水) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏2	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	北海少年院 ・ 紫明女子学院	北海少年院 北海道千歳市大和4-7-46-10 紫明女子学院 北海道千歳市大和4-6-62-2 (千歳線千歳駅から中央バス桜木空港線10分(北斗一丁目バス降車))	各施設 3人まで	7月下旬から8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。 ・男女の別は問わないが、原則としては男子学生は北海少年院において、女子学生は紫明女子学院においての実習を予定している。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏3	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	札幌少年鑑別所	札幌少年鑑別所 札幌市東区東苗穂2-1-1-25 (札幌駅北口または環状通東駅からバスあり。「本町2条6丁目」で下車徒歩3分)	3人程度	8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏4	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	函館少年鑑別支所	函館少年鑑別支所 函館市金堀町6-15 (JR函館駅からバスあり。「人見町」で下車徒歩5分)	2名以内	8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏5	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	釧路少年鑑別支所	釧路少年鑑別所 釧路市弥生1丁目5-22 (JR釧路駅からバスあり。「裁判所坂下」で下車徒歩7分)	2人程度	8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
夏6	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	旭川少年鑑別所	旭川少年鑑別所 北海道旭川市豊岡1条1丁目3番24号(旭川1条8丁目バス乗り場から旭川電気軌道バス①番線又は②番線に約13分乗車、豊岡1条1丁目バス降下車すぐ)	2人程度	8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911

**登録票**  
(令和3年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏7	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	盛岡少年院	盛岡少年院 岩手県盛岡市月が丘2-15-1 (岩手県交通バス西青山停留所から徒歩3分)	6人程度	8月18日(水) ～8月20日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習 ・近隣の少年鑑別支所の見学	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111
夏8	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	東北少年院 ・ 青葉女子学園	東北少年院 仙台市若林区古城3-21-1 (仙台市地下鉄東西線「薬師堂駅」下車～(乗り継ぎ)～仙台市営バス「高原住宅前」下車徒歩2分) 青葉女子学園 仙台市若林区古城3-24-1 (仙台市地下鉄東西線「薬師堂駅」下車～(乗り継ぎ)～仙台市営バス「古城三丁目」下車徒歩5分)	8人程度 (両施設合同)	9月1日(水) ～9月3日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習 ・近隣の少年鑑別所の見学	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111
夏9	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	青森少年鑑別所	青森少年鑑別所 青森県青森市金沢1-5-38 (青森駅から徒歩20分又は青森市営バス常盤町バス停から徒歩5分) ※法迎につき相談可	2人程度	8月下旬の連続する2日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111
夏10	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	仙台少年鑑別所	仙台少年鑑別所 仙台市若林区古城3丁目27-17 (仙台市地下鉄東西線「薬師堂駅」下車～(乗り継ぎ)～仙台市営バス「古城三丁目」下車徒歩5分)	6人程度	9月15日(水) ～9月17日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能なものに限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等 ・東北少年院の見学	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111
夏11	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	秋田少年鑑別所	秋田少年鑑別所 秋田市八橋本町六丁目三番五号 JR秋田駅西口秋田中央交通バス15分(帝石前バス停降車)	2人程度	9月1日(水) ～9月3日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111
夏12	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	福島少年鑑別所	福島少年鑑別所 福島県福島市南沢又字原町越4-14 (JR福島駅東口12番バス乗り場から約15分乗車、「刑務所前」下車後、徒歩約2分)	4人程度	8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3-23-1 022-286-0111

登録票  
(令和3年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏13	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	茨城農芸学院	茨城農芸学院 茨城県牛久市久野町17 22-1 (JR牛久駅東口からバス 「牛久大仏・浄苑行き」に 乗車し、「農芸学院」で降 車。約20分) ※送迎につき相談可	4人程度	9月の連続 する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏14	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	水府学院 (水戸少年鑑別所)	水府学院 (水戸少年鑑別所) 茨城東茨城郡茨城町駒 渡1084-1 (常磐線友部駅南口～ 車両20分) ※送迎につき相談可	4人程度	8月の連続 する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	◆水府学院主催ですが、1日間は水戸少年 鑑別所で実習を行うコースです◆ 1日目(水戸少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 2日目、3日目(水府学院) ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏15	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	喜連川少年院	喜連川少年院 栃木県さくら市喜連川 3475-1 (JR東北本線(宇都宮 線)氏家駅から関東交 通バス(喜連川本町バ ス停降車)から徒歩1 5分) ※送迎につき相談可	1人程度	8月から9月の連 続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・法務教官のキャリアプラン等の説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実地に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏16	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	赤城少年院	赤城少年院 群馬県前橋市上大屋町 60 上毛電鉄「大胡駅」から 徒歩15分	3人程度	9月の連続 する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・大学生3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏17	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	榛名女子学園	榛名女子学園 群馬県北群馬郡榛東村 新井1027-1 (高崎駅西口から伊香保 温泉行バス若しくは群馬 総社駅(立石)から榛名 女子学園前までバス)	3人程度	7月末頃から8月 中旬までの連続す る3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏18	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	市原学園	市原学園 千葉県市原市磯ヶ谷15 7-1 小湊鉄道上総山田駅 ※送迎につき相談可	2人程度	9月の連続 する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票  
(令和3年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏19	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	八街少年院	八街少年院 千葉県八街市滝台176 6番地(JR八街駅前ふれ あいバス南コース少年 院入口下車300m徒歩 3分又はJR千葉駅から フラワーバス成東行き山 田局前下車1.7km徒歩 20分) ※JR大網駅までの送迎 については相談可	3人程度	8月の連続 する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次から4年次又は大学院生(男女の別 は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏20	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	多摩少年院	多摩少年院 東京都八王子市緑町67 0 (JR八王子駅南口から夕 クシーで10分又は徒歩 25分。京王高尾線山田 駅から徒歩5分。)	5人程度	9月の連続する2 日間又は3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・大学生又は大学院生(男性が望ましい。)であ ること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏21	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	東日本少年矯正医療・教育セ ンター	東日本少年矯正医療・ 教育センター 東京都昭島市もくせいの 社2-1-3 (JR青梅線東中神駅下 車徒歩20分)	8人程度	8月の連続 する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏22	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	愛光女子学園	愛光女子学園 東京都狛江市西野川3 -14-26 (京王線調布駅からバス 10分・小田急線狛江駅 からバス8分(狛江営業 所バス降車)、京王線 国領駅から徒歩20分)	3人程度	8月から9月の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次から4年次又は大学院生(男女の別 は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏23	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	久里浜少年院	久里浜少年院 神奈川県横須賀市長瀬 3-12-1 (京浜急行線京急久里 浜駅又は浦賀駅から京 浜急行「バス久19」系統 15分(千代ヶ崎バス停 降車))	2人程度	8月23日(月) 及び 8月24日(火) (2日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次から4年次又は大学院生(男性の み)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票  
(令和3年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏24	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	新潟少年学院	新潟少年学院 新潟県長岡市御山町11 7-13 (JR長岡駅東口6番線 からバスで15分)	3人程度	9月の連続 する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、心理、福祉等に係る人間科学又は 法学、刑事政策等を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次以上又は大学院生(男女の別は問 わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏25	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	有明高原寮	有明高原寮 安曇野市穂高有明72 99(JR大糸線穂高駅 から車で30分) ※送迎につき相談可	1人程度	8月の連続 する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職 業訓練等)に実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育・社会・福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましい。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない。) であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏26	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	駿府学園	駿府学園 静岡市葵区内牧118 (静岡駅北口から9番乗 り場静鉄ジャストライ ンバス美和大谷線安倍 新田バス停下車徒歩10 分)	3人程度	8月又は9月の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏27	少年鑑別所に おける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	水戸少年鑑別所 (水府学院)	水戸少年鑑別所 (水府学院) 茨城県水戸市新原1-1 5-15 (JR線水戸駅北口5番 乗り場から茨城交通バ ス20分(新原1丁目バス 停降車徒歩7分)) ※送迎につき相談可	4人程度	8月の連続 する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	◆水戸少年鑑別所主催ですが、1日は水府 学院で実習を行うコースです◆ 1日目(水戸少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・心理検査の受検体験 2日目(水府学院) ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習 3日目(水戸少年鑑別所) ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席・実施、模擬事例に係る少年簿の作成 体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。 ・少人数での体験型実習であるので、積極的な 姿勢を有すること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏28	少年鑑別所に おける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	宇都宮少年鑑別所	宇都宮少年鑑別所 栃木県宇都宮市鶴田町 574-1 (宇都宮駅バス乗り場⑩ 43「長坂経由新鹿沼行 き」の乗車し、「三の沢」 で下車し、徒歩1分)	1人程度	7月の連続 する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏29	少年鑑別所に おける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	前橋少年鑑別所	前橋少年鑑別所 群馬県前橋市岩神町4 -5-7 JR前橋駅から公共バス で約20分	2人程度	9月の連続 する2日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましい。 ・大学3年次から4年次又は大学院生(男女の別 は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票  
(令和3年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏30	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	さいたま少年鑑別所	さいたま少年鑑別所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-36 JR「浦和」から徒歩12分、「武蔵浦和」「中浦和」からそれぞれ徒歩17分	2人程度	8月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る行動観察票の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏31	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	千葉少年鑑別所	千葉少年鑑別所 千葉県千葉市稲毛区天台1-12-9 (千葉都市モレール天台駅から徒歩約3分)	4人程度	8月下旬から9月上旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏32	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	東京少年鑑別所	東京少年鑑別所 東京都練馬区水川台2-11-7 (有楽町線水川台駅から徒歩10分)	8人程度	7月から8月上旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席及び実施、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏33	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	東京西法務少年支援センター	東京西法務少年支援センター 東京都昭島市もくせいの社二丁目1番1号 JR青梅線東中神駅から徒歩20分	4人程度	8月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、行動観察実習、心理検査の受検体験、模擬事例に係る心理検査等の解釈体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏34	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	横浜少年鑑別所	横浜少年鑑別所 神奈川県横浜市港南区港南4-2-1 (市営地下鉄ブルーライン港南中央駅下車徒歩5分)	4人程度	8月中旬から9月第1週頃までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験(人間科学)又は法務省専門職員(人間科学)試験(矯正心理専門職区分)を受験予定であること。 ・大学3年次から4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏35	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	新潟少年鑑別所	新潟少年鑑別所 新潟県新潟市中央区川岸町1-53-2 (JR越後線「白山」駅から徒歩5分)	4人程度	9月8日(水)～9月10日(金)(3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次から4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票  
(令和3年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏36	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	甲府少年鑑別所	甲府少年鑑別所 山梨県甲府市大津町20 75-1 (JR甲府駅からバスもし くはタクシーで約30分) ※JR甲府駅からの送迎 につき相談可	2人程度	8月の連続 する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に関する説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次から4年次又は大学院生(男女の別 は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏37	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	長野少年鑑別所	長野少年鑑別所 長野県長野市三輪5-4 6-14 (長野電鉄善光寺下駅 から徒歩10分)	3人程度	7月の連続 する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体 験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次から4年次又は大学院生(男女の 別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏38	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	静岡少年鑑別所	静岡少年鑑別所 静岡市駿河区小鹿2丁 目27番7号 (静岡駅南口から小鹿堂 業所行きバス約15分 (競輪場前バス停降 車))	2人程度	8月の連続する 月～水曜日の 3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次から4年次又は大学院生(男女の別 は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏39	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	湖南学院	湖南学院 石川県金沢市上中町口 11-1 (北鉄バス東部車庫停 留所から徒歩15分) ※送迎につき相談可	4人程度	8月2日(月)から 8月27日(金)まで の間の連続する3 日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましい。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏40	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	瀬戸少年院	瀬戸少年院 愛知県瀬戸市東山町14 名鉄瀬戸線 「水野駅」下車徒歩約18 分	5人程度	8月25日(水) ～8月27日(金)(3 日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏41	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	豊ヶ岡学園	豊ヶ岡学園 愛知県豊明市前後町三 ツ谷1293 (名鉄本線「中京競馬場 前駅」徒歩10分)	3人程度	8月23日(月)～ 8月25日(水) (3日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましい。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961

登録票  
(令和3年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏42	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	宮川医療少年院	宮川医療少年院 三重県伊勢市小俣町宮前25 (・JR参宮線「宮川駅」から徒歩20分 ・近鉄山田線「小俣駅」から徒歩30分 ・三重交通バス「宮古橋」バス停から徒歩5分)	6人程度	未定 (7月下旬もしくは8月下旬のうち連続する3日間を想定)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・学部・専攻は不問。(教育、社会、福祉等人間科学又は刑事政策等)に関心があれば望ましい。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏43	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	金沢少年鑑別所	金沢少年鑑別所 石川県金沢市小立野5-2-14 JR金沢駅から北鉄バスで約20分 小立野バス停降車	3人程度	9月1日から10月末日までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続にかかる見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏44	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	岐阜少年鑑別所	岐阜少年鑑別所 岐阜市鷺山1769-20 (JR岐阜駅バスターミナル、岐阜バス11番のりばから約25分(「北消防署」バス停降車徒歩で約1分))	3人程度	8月16日(月)～8月27日(金)までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏45	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	名古屋少年鑑別所	名古屋少年鑑別所 名古屋市千種区北千種1-6-6 (地下鉄東山線今池駅2番出口～25分、市営バス(古出来町バス停降車～5分))	4人程度	7月中旬から8月上旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏46	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	津少年鑑別所	津少年鑑別所 津市南新町12の12(近鉄名古屋線津新町駅から徒歩10分)	4人	8月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏47	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	浪速少年院	浪速少年院 大阪府茨木市郡山1-10-17 JR茨木駅西口、7、8、9番バス乗り場から阪急バス、郡バス下車後徒歩10分	5人程度	8月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉、心理等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751



登録票  
(令和3年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏48	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	交野女子学院	交野女子学院 大阪府交野市群津2-4 5-1 京阪交野線郡津駅から徒歩15分	3人程度	8月17日から9月上旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能なものに限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(女性に限る)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏49	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	和泉学園	和泉学園 阪南市貝掛1096 (南海本線箱作駅から徒歩15分)	3人程度	8月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育学、社会学、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏50	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	加古川学園 ・ 播磨学園	加古川学園又は播磨学園 兵庫県加古川市八幡町 宗佐544(JR加古川線 厄神駅から徒歩約45分) ※送迎につき相談可	3人程度	6月28日(月)から 7月30日(金) までのうち連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏51	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	奈良少年院	奈良少年院 奈良県奈良市秋篠町11 22 近鉄大和西大寺駅下車、バスで15分程度	3人程度	8月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導、行事等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏52	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	大津少年鑑別所	大津少年鑑別所 滋賀県大津市大平1-1- 2 (JR京都線石山駅南口から京阪バス31号系統15分(バス停「大津車庫」下車徒歩5分)または、同バス1号系統15分(バス停「石山団地口」下車徒歩8分)	2人程度	8月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏53	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	京都少年鑑別所	京都少年鑑別所 京都市左京区吉田上阿 連町37番地 (京阪出町柳駅から徒歩5分 ※送迎につき 相談可)	5人	8月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等 ・少年院における見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751

**登録票**  
(令和3年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏54	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	大阪少年鑑別所	大阪少年鑑別所 大阪府堺市堺区田出井町8-30 (JR阪和線堺市駅から徒歩15分)	10人程度	8月18日(水)~8月20日(金)(3日間) 又は 8月25日(水)~8月27日(金)(3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏55	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	神戸少年鑑別所	神戸少年鑑別所 (神戸市兵庫区下祇園町40-7) 神戸市営バス「家庭裁判所前」徒歩2分	3人程度	8月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏56	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	奈良少年鑑別所	奈良少年鑑別所 奈良市般若寺町3番地 (近鉄奈良駅5番出口から奈良交通バス7分(今在家バス停降車)徒歩5分)	2人程度	8月2日(月)から8月13日(金)までのうち連続する2日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏57	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	岡山少年院	岡山少年院 岡山市南区箕島2497 (JR瀬戸大橋線・備中箕島駅から徒歩15分) ※送迎につき相談可	3人程度	7月から10月下旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏58	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	広島少年院 ・ 貴船原少女苑	広島少年院 広島県東広島市八本松町原11174-31 貴船原少女苑 広島県東広島市八本松町原6088 (山陽本線八本松駅からタクシーで15分) ※送迎につき相談可	5人程度	7月から10月下旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏59	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	松江少年鑑別所	松江少年鑑別所 島根県松江市内中原町195番地(JR松江駅バス停2番乗り場から「県庁前」で下車 徒歩10分)	4人程度	9月下旬頃の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏60	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	岡山少年鑑別所	岡山少年鑑別所 岡山市南区箕島2512-2 (JR瀬戸大橋線備中箕島駅から徒歩約20分) ※JR瀬戸大橋線早島駅利用の場合、送迎について相談可	6人程度	7月から10月下旬までの3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161

**登録票**  
(令和3年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏61	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	広島少年鑑別所	広島少年鑑別所 広島市中区吉島西3丁目15-8 (広島バス24番吉島営業所行き又は吉島病院行き乗車「吉島病院入口」バス停降車徒歩5分)	6人程度	8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏62	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	鳥取少年鑑別支所	鳥取少年鑑別支所 鳥取県鳥取市湯所町2丁目417 (JR線鳥取駅～北出口から路線バス10分(湯所バス降車)～徒歩2分)	2人程度	7月から10月下旬までの連続する2日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏63	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	山口少年鑑別所	山口少年鑑別所 山口市中央4丁目7-5 (JR山口駅から徒歩20分又は同駅から湯田温泉方面行きバスに乗り「商工会館前」下車徒歩5分)	3人程度	7月から10月までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏64	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	丸亀少女の家	丸亀少女の家 香川県丸亀市中津町28 (JR予讃線讃岐塩屋駅から徒歩20分)	3人	8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏65	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	四国少年院	四国少年院 香川県普通寺市普通寺町2020 (JR普通寺駅から徒歩20分)	3人程度	8月24日(火)～8月26日(木) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏66	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	松山学園	松山学園 愛媛県松山市吉野町38-03番地 (JR三津浜駅から徒歩10分)	3人	8月2日(月)～8月27日(金) の間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、心理、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏67	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	徳島少年鑑別所	徳島少年鑑別所 徳島県徳島市助任本町5丁目40番地 (市バス「助任本町5丁目」又は徳島バス「助任本町」下車徒歩約2分)	3人程度	8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る少年簿及び鑑別結果通知書の作成体験、行動観察体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455

**登録票**  
(令和3年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏68	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	高松少年鑑別所	高松少年鑑別所 香川県高松市藤塚町3-7-28 (JR高松駅からことでんバス(レインボー巡回東回り)藤塚町下車徒歩2分又はJR高德線栗林駅下車徒歩5分)	3人程度	8月から9月下旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏69	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	松山少年鑑別所	松山少年鑑別所 愛媛県松山市吉野町38-60番地 (JR三津浜駅から徒歩約10分)	3人程度	7月から8月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏70	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	高知少年鑑別所	高知少年鑑別所 高知県高知市埴田町19-13 (JR土讃線高知駅北側出口から徒歩8分)	4人程度	8月23日(月)～8月25日(水)(3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏71	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	筑紫少女苑	筑紫少女苑 福岡県福岡市東区奈多1302-105 (香椎線雁ノ巣駅から徒歩15分) ※送迎につき相談可	3人程度	9月7日(火)～9月9日(木)(3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏72	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	福岡少年院	福岡少年院 福岡県福岡市南区老司4-20-1(西鉄バス(JR博多駅又は西鉄大橋駅からバス路線あり)老松神社前バス停から徒歩5分)	5人程度	8月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導、教科指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏73	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	佐世保学園	佐世保学園 長崎県佐世保市大塔1279 JR佐世保線大塔駅から徒歩30分程度 ※送迎につき相談可	3人程度	9月8日(水)～9月10日(金)(3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137

登録票  
(令和3年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏74	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	人吉農芸学院	人吉農芸学院 熊本県球磨郡錦町木上北223-1 ※人吉インターチェンジまでの送迎につき相談可	3人程度	8月2日(月) ~8月4日(水) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏75	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	中津少年学院	中津少年学院 大分県中津市加来1205番地 (中津駅から車で15分程度、バスと徒歩で35分程度) ※送迎につき相談可	3人以内	8月2日(月) ~8月4日(水) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動、特に支援教育等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏76	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	大分少年院	大分少年院 〒879-7111 大分県豊後大野市三重町赤嶺2721 (JR三重町駅から徒歩20分) ※送迎につき相談可	3人程度	9月8日(水) ~9月10日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能なものに限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏77	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	沖縄少年院	沖縄少年院 沖縄県糸満市宇真栄平1300番地 (仲座入口バス停から徒歩15分、那覇空港から車で40分)	4人	8月3日(火) ~8月5日(木) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習 ・実習の一部は沖縄女子学園において実施予定	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏78	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	福岡少年鑑別所	福岡少年鑑別所 福岡市南区若久6-75-2 西鉄バス「東若久」行き「和田四丁目」下車徒歩1分	5人程度	8月中旬から下旬頃(3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏79	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務技官(心理)区分)	小倉少年鑑別支所	小倉少年鑑別支所 北九州市小倉南区葉山町1-1-7 (北九州モノレール競馬場前駅から徒歩15分)	2人程度	8月18日(水) ~8月20日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137

登録票  
(令和3年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏80	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	佐賀少年鑑別所	佐賀少年鑑別所 佐賀県佐賀市新生町1-10(JR佐賀駅から市営バス「徳万経由久富」又は「森林公園」行き)18分(長瀬町バス降車)	3人程度	8月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏81	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	熊本少年鑑別所	熊本少年鑑別所 熊本市西区池田1-9-27 (上熊本駅(JR・市電)から徒歩10分、出町3丁目または往生院前バス停から徒歩5分)	3人程度	8月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る判定会議、心理検査の受検体験、行動観察) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次及び大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏82	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	大分少年鑑別所	大分少年鑑別所 大分県大分市新川町1丁目5番28号 (バス停「新川」から徒歩5分)	3人程度	9月1日(水) ～9月3日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏83	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	宮崎少年鑑別所	宮崎少年鑑別所 宮崎県宮崎市鶴島2-16-5 バス:宮崎駅から「生目台」行き乗車、「松橋駅」下車徒歩5分	3人程度	9月8日(水) ～9月10日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学及び教育、社会、福祉等人間科学を専攻していることが望ましい。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であることが望ましい。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏84	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	鹿児島少年鑑別所	鹿児島少年鑑別所 鹿児島県鹿児島市唐湊3丁目3番5号 (JR鹿児島中央駅から市営バス約10分(唐湊バス停下車))	3人程度	8月18日(水) ～8月20日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏85	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	那覇少年鑑別所	那覇少年鑑別所 那覇市西3-14-20 モレール旭橋駅前から徒歩20分	6人程度	8月24日(火) ～8月26日(木) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、意図的行動観察、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137